

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 2 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 2 号

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年茅ヶ崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「 先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の 後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療 報酬の算定方法の例により算定した点数 に 1 0 円を乗じて得た額 」	を	「 先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の 後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 2 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療 報酬の算定方法の例により算定した点数 に 1 0 円を乗じて得た額 」
---	---	---

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた処方等に係る使用料の額については、なお従前の例による。